

対話でわかる！民法改正のポイント

債権関係



第1回 ■ 消滅時効

弁護士 小島 幸保

弁護士 ● 社長、ついに民法改正案が成立しましたね。民法は明治29年（1896年）に成立した法律ですので、約120年ぶりの大改正であり、公布から3年以内、つまり2020年までに施行されることとなります。

社長 ● 今後、我が社の業務にも影響がありますか？

弁護士 ● もちろんです。例えば、消滅時効制度は大きく変わりますよ。

社長 ● 消滅時効というのは確か…一定期間たてばお金を払う義務がなくなったりする制度だったような気がしますが。

弁護士 ● そうです。権利者がその権利を行使しないまま一定期間たてば、義務者の主張により権利が消滅してしまう制度です。現在の原則的な時効期間は、「権利を行使することができるときから10年」です。例えば、友人間でお金の貸し借りをした場合は、返済期限から10年放置されれば、時効にかかってしまいます。

社長 ● 確か、飲み屋のツケは1年で時効にかかるとか？

弁護士 ● さすがにそこはよくご存じですね。先ほどの原則的な時効期間に対する例外として、職業別の短期消滅時効が設けられています。例えば、飲食代金や運送代金の債権は1年、商品を販売した代金債権は2年、請負代金債権は3年で時効にかかります。

社長 ● 商品を販売しても2年で権利がなくなってしまうのですか？

弁護士 ● 期間が経過しただけで権利がなくなるわけではありませんが、義務者から、消滅時効の恩恵を受けますという意思表示があれば、払ってもらうことができなくなります。これを「時効の援用」といいます。

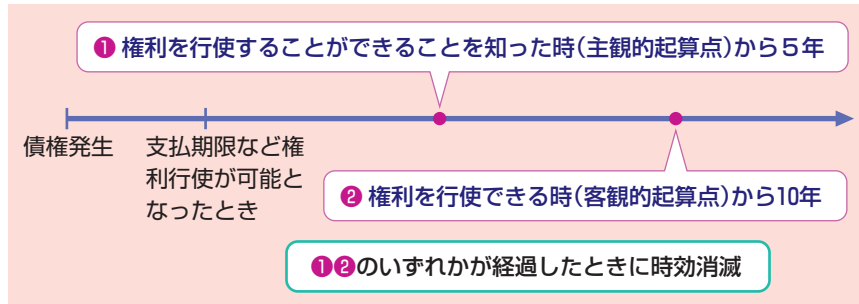
社長 ● つまり、踏み倒しが認められるということですね。

弁護士 ● ただ、この職業ごとの短期消滅時効制度は、今回の改正で廃止されます。

社長 ● それは何よりです。では、原則的な期間である10年になるのでしょうか？

弁護士 ● これまでの「権利を行使することができるときから10年」に加えて、「権

利を行使することができることを知ったときから5年」という規定が加わり、いずれか早いほうで時効が完成します。



社長 ● 10年か5年か、いったいどちなのでしょうか？

弁護士 ● 契約に基づく債権については、権利者は支払期限になれば権利を行使することができるかとわかっています。したがって、支払期限 = 「権利を行使することができることを知ったとき」が起算点になり、支払期限から5年となるのが一般的でしょう。

社長 ● 改正前の契約にも、新しい消滅時効の規定が適用されるのですか？

弁護士 ● 原則として、施行日以後に生じた債権について改正法が適用されます。

社長 ● しかし、5年経てば踏み倒されることには違いありません。踏み倒しを防ぐ方法はないのですか。

弁護士 ● 現在の民法でも「時効の中断」が認められています。時効を中断する方法の代表例は「裁判を起すこと」ですが、それ以外にも、例えば「債務残高確認書」にサインをしてもらえば、「確かにこれだけの債務があります」と認めたことになり、その時点で、時効期間がいったんリセットされます。改正法では、「時効の更新」と呼び方が変わりますが、同じように時効の完成を阻止することができます。